

論述問題・（平成22年度）法令 解答例2

＜問題＞ガス事業法において、「保安規程」及び「ガス主任技術者」に関する規定を設けている目的と
その内容について、それぞれ述べよ。

1. 目的：保安確保のため、ガス事業法による規制とあわせ、「保安規程」と「ガス主任技術者制度」により ガス事業者の自主保安体制を確立する。
2. 「保安規程」に関する規定内容
（1）保安規程の作成・届出：ガス事業者は、保安規程を定め、事業の開始前に、経済産業大臣に届け出 なければならない。保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け 出なければならない。
（2）変更命令：経済産業大臣は、保安確保のため、ガス事業者に対し、保安規程を変更すべきことを 命ずることができる。
（3）遵守義務：ガス事業者及び従事者は、保安規程を守らなければならない。
（4）保安規程に定めるべき事項：
①ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織、
②ガス主任技術者の代行者、③保安教育、④ガス工作物の保安のための巡視・点検・検査 等
3. 「ガス主任技術者」に関する規定内容
（1）ガス主任技術者の選任届出と保安監督
①ガス主任技術者を選任（ガス主任技術者免状の交付、甲種実務経験1年以上）し、ガス工作物の工事、 維持及び運用に関する保安の監督をさせる。ガス主任技術者の選任、解任をした際には、 経済産業大臣に届け出る。
（2）ガス主任技術者免状
①免状別の保安監督をすることができる範囲が規則で決められている。
②免状の交付を受けることができる者：ガス主任技術者試験に合格、 同等以上の知識、技能を有していると経済産業大臣が認定した者。尚、返納を命ぜられてから1年、 罰金以上の刑で2年を経過しない者は免状の交付を受けられない。
（3）ガス主任技術者の義務：誠実にその職務を行わなければならない。ガス工作物の工事、維持 又は運用に従事する者は、ガス主任技術者が保安のためにする指示に従わなければならない。
（4）経済産業大臣は、ガス主任技術者免状の返納命令、ガス事業者に対して、 ガス主任技術者の解任命令をすることができる。